

# 公表図書

設計業務等標準積算基準書・

設計業務等標準積算基準書

(参考資料) <建設局運用>

令和7年度版

京都市建設局

設計業務等標準積算基準書・設計業務等標準積算基準書（参考資料）令和7年度版  
 <京都市建設局運用>

- (1) 国土交通省大臣官房技術調査課監修の「設計業務等標準積算基準書・設計業務等標準積算基準書（参考資料）令和7年度版」において、以下の読替え表のとおり読み替えて京都市建設局運用とする。
- (2) 適用期間は令和7年8月11日から令和8年8月10日（次年度基準改正まで）とする。
- (3) 単価の地域割について  
 地域割は、市域をⅠ地区とⅡ地区の2地域に区分する（詳細は、「土木工事標準積算基準書（参考資料）」第14章 3. 材料単価関係を参照すること）。

Ⅰ地区：Ⅱ地区以外の京都市域  
 Ⅱ地区：下表のとおり

左京区	花脊地区、久多地区及び広河原地区
右京区	京北地区

「設計業務等標準積算基準書」の読替え表

ページ	項目	元	読替え後
2-1-2	第2編 第1章 第1節 1-2 1-2-2 (1) 1) (イ) 二. ④		(「④ 地盤情報データベースに登録するための検定費」の項目及び内容を削除)
2-2-21	第2編 第2章 第2節 2-8 2-8-3		(「2-8-3 地盤情報データベースに登録するための検定費」の項目及び内容を削除)
3-1-3	第3編 第1章 第1節 1-4	元	業務委託の変更は、官積算書を基に次式により算出する。 (中略) (注) 1. 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに初設計と同一方法により積算する。 2. 直前の請負額、直前の官積算額は、消費税相当額を含んだ額とする。 3. 設計変更における単価については以下の場合においては新単価(変更指示時点単価)により積算するものとする。 ・当初業務履行予定地から独立した区間の数量変更があった場合 ・当初業務では想定されなかった新規工種が追加された場合
		読替え後	業務委託の変更は、官積算書を基に次式により算出する。 $CHU = CHS \times \text{請負率}$ (千円未満を切り捨てる) ここに 請負率：CMU / CMS (小数第6位以下切捨て) CHU：現業務の変更請負額 CHS：現業務の変更設計額 CMU：現業務の当初契約額 CMS：現業務の当初設計額 (注) 1. 設計変更における単価について、当初業務では想定されなかった新規工種が追加された場合においては新単価(変更指示時点単価)により積算するものとする。 2. 変更設計業務価格に増減がない場合、変更請負業務価格は当初請負業務価格と同額とする。

「設計業務等標準積算基準書（参考資料）」の読替え表

ページ	項目	元	読替え後
参1-2-4から 参1-2-5まで	第1編 第2章 第1節 1-3	宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算にあたっては、1-3-1を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、1-3-2を原則適用する。ただし、現地条件等により、1-3-1、1-3-2によりがたい場合は、当初設計分も含めて1-3-3を適用する。	(削除)
	第1編 第2章 第1節 1-3 1-3-1、2	(「1-3-1 旅費交通費の率を用いた積算(宿泊、滞在を伴わない業務の場合)」から「1-3-2 旅費交通費の率を用いた積算(宿泊、滞在を伴う業務の場合)」までの項目及び内容を削除)	
参1-2-6	第1編 第2章 第1節 1-3 1-3-3(1) 1)	ここでいう積算上の基地とは、原則として指名業者のうち、現地に最も近い本支店等が所在する市役所等とする。なお、随意契約の場合は、特定された業者が所在する市役所等とする。 なお、本支店等とは参加表明書等に記載されている本支店等を指し、市役所等とは市役所、町・村役場とし、特別区の場合は区役所を指す。	ここでいう積算上の基地とは、京都市役所とする。なお、随意契約の場合は、特定された業者が所在する市役所等とする。
	第1編 第2章 第1節 1-3 1-3-3(1) 4)	各所管の「旅費取扱規則」	「京都市旅費条例」
参1-2-6から 参1-2-7まで	第1編 第2章 第1節1-3 1-3-3(2)から(4)まで	(「1-3-3(2) 旅費交通費の扱い」から「1-3-3(4) 宿泊を伴う外業所要日数の休日補正の算定」までの項目及び内容を削除)	
参1-2-9	第1編 第2章 第1節 1-9	元	設計変更における業務費(業務委託料)の変更は、官積算書を基にして次式により算出する。 (中略) 注) 1. 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに初設計と同一方法により積算する。 2. 直前の請負額、直前の官積算額は、消費税相当額を含んだ額とする。 3. 設計変更における単価については以下の場合においては新単価(変更指示時点単価)により積算するものとする。 ・当初業務履行予定地から独立した区間の数量変更があった場合 ・当初業務では想定されなかった新規工種が追加された場合
		読替え後	設計変更における業務費(業務委託料)の変更は、官積算書を基にして次式により算出する。 $CHU = CHS \times \text{請負率}$ (千円未満を切り捨てる) ここに 請負率: $CMU / CMS$ (小数第6位以下切捨て) CHU: 現業務の変更請負額 CHS: 現業務の変更設計額 CMU: 現業務の当初契約額 CMS: 現業務の当初設計額  (注) 1. 設計変更における単価について、当初業務では想定されなかった新規工種が追加された場合においては新単価(変更指示時点単価)により積算するものとする。 2. 変更設計業務価格に増減がない場合、変更請負業務価格は当初請負業務価格と同額とする。
参2-1-2	第2編 第1章 第1節 1-1 1-1-3	成果検定料金は、物価資料を参考にして計上する。	成果検定料金は、土木積算システム設計単価に掲載している単価を計上する。また、土木積算システム設計単価に掲載のない成果検定料金は、物価資料を参考にして計上する。